

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

施 術 者	施 術 所		業務の種類	廃止年月日
	名 称	所 在 地 (出張專業の場合は施術者の住所)		
後藤 崇志	はじめ指圧鍼灸院	広島市西区草津東一丁目7-2-202	あん摩マツサージ	令和8年8月31日
後藤 崇志	はじめ指圧鍼灸院	広島市西区草津東一丁目7-2-202	はり・きゅう	令和8年8月31日